

香川県 ICT 活用工事（舗装工）試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県土木部の所管する工事における ICT 活用工事（舗装工）の試行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(ICT 活用工事)

第2条 ICT 活用工事とは、次の 1～5 に示す施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、ICT 施工技術を活用する工事である。

1 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の 1)～5) から選択（複数可）して測量を行うものとする。起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、その場合も ICT 活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

2 3次元設計データ作成

1) で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3 ICT 建設機械による施工

2) で作成した3次元設計データを用いて、次に示す技術（ICT 建設機械）を作業に応じて選択して施工を実施する。

ただし、施工現場の環境条件により、ICT 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても ICT 活用工事とする。

- 1) 3次元MC建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称

4 3次元出来形管理等の施工管理

3) による工事の施工管理において、次に示す技術により出来形管理を実施する。

・出来形管理

次の 1)～5) から選択（複数可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 2) T S 等光波方式を用いた出来形管理技術
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理技術

なお、表層（表層表面・基層表面）については、面管理を実施するものとし、表層（表層表面・基層表面）以外については、面管理の他、トータルステーション等光波方式を用いた、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても ICT 活用工事とする。

出来形計測種別毎の計測箇所、管理方法、計測密度

計測種別	計測箇所	管理方法	計測密度 (起工測量時) ※面管理の場合	計測密度 (出来形計測時) ※面管理の場合	備考
TLS	全層	面管理	0.25 m ² /1 点	0.01 m ² /1 点	表層・起工測量では必須
TS (ノンリスマ方式)	上層路盤面・下層路盤面	面管理	0.25 m ² /1 点	1 m ² /1 点	

5 3次元データの納品

1、2、4による3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(対象工事及び対象工種)

第3条 ICT活用工事（舗装工）は、原則として、下記工種において、施工面積が概ね2,000m²以上の新設路盤を含む舗装工事及び土木一式工事を対象とし、工事内容や施工条件等を勘案し、発注者が選定するものとする。

(1) 対象工種

- 1) 舗装工、付帯道路工
 - ・アスファルト舗装工
 - ・半たわみ性舗装工
 - ・排水性舗装工
 - ・透水性舗装工
 - ・グースアスファルト舗装工
 - ・コンクリート舗装工

(2) 適用対象外

従来施工において、国土交通省が定める土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値（案））を適用しない工事は適用対象外とする。

(発注方式)

第4条 発注は、次の（1）（2）のいずれかで実施し、入札公告等にICT活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙1又は別紙2）を添付することとする。

- (1)「発注者指定型」ICTの活用を義務付ける工事（別紙1）
 - (2)「施工者希望型」受注者の希望によりICTの活用が可能である工事（別紙2）
- 「その他の工事」

（1）（2）により発注された工事以外においても、受注者が、契約後にICT施工技術の活用を希望する場合、発注者は実施内容について検討し、その適否を判断する。

その結果、適用された場合は、ICT活用工事として設定し、積算等については、施工者希望型と同様の取扱いとする。

(工事費の積算)

第5条 発注者は、次によりICT活用工事の工事費を積算するものとする。

- (1) 発注者指定型の工事を発注する場合は、別表1の「ICT活用工事（舗装工）積算要領」に基づき、工事発注時に必要な経費を計上する。
- (2) 施工者希望型の工事を発注する場合は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。契約後に受発注者の協議によりICTを活

用した工事を行う場合は、別表1の「ICT活用工事（舗装工）積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

- (3) 第2条1の3次元起工測量経費及び2の3次元設計データ作成に要する経費については、受注者に見積りの提出を求め、その内容を精査のうえ、設計変更（共通仮設費に積上げ計上）するものとする。
- (4) 第2条4の3次元出来形管理等の施工管理及び5の3次元データの納品について、経費の補正を行う。ただし、港湾請負工事積算基準を適用する工事は、経費の補正を行わないものとする。また、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積り金額が補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積り金額を計上するものとする。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 受注者はICT活用工事を実施する場合、次の(1)(2)により発注者と協議を行うものとする。

(1) 「発注者指定型」の場合

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」(様式1)を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者はICT活用工事との適合を確認するものとする。

(2) 「施工者希望型」の場合

受注者は、ICTの活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」(様式1)を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者が認めた場合にICT活用工事を行うことが出来るものとする。

ただし、一部の段階においてICT施工技術を活用する場合は、次の1)～3)から選択して、ICT活用工事を行うものとする。

- 1) ICT建設機械による施工は実施すること。
- 2) 3次元出来形管理等の施工管理は実施すること。
- 3) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(監督・検査)

第7条 ICT活用工事を実施する場合の施工管理、監督及び検査については、別表1に示す基準等を準用するものとする。

なお、工事監督員及び工事検査員は、第3条に示す工種について、原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めないものとする。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定の対象とする工事において、工事監督員は、ICT活用工事を実施した場合は、第6条によるICT施工技術の活用状況に応じて、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

(その他)

第9条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日改訂)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日改訂)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日改訂)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改訂)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日改訂)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改訂)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
3	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
4	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
5	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
6	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
7	<u>土木工事施工管理基準及び規格値（案）</u>
8	<u>写真管理基準（案）</u>
9	ICT活用工事（舗装工）積算要領